

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 1月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	復水器電気防食装置点検において、不具合(電極幹線ケーブルの絶縁抵抗不良(4箇所)及び電極の接地抵抗不良(2箇所))が認められたため、当該ケーブル及び電極の点検・修理。	GIII	
2	2号機	直流電源設備点検において、直流24Vバッテリー(2A-1)電解液に比重低下(1台)が認められたため、当該バッテリーを点検。	対象外	H27.6.19再審議にてグレード変更GIII→対象外
3	3号機	換気空調系中央制御室冷凍機(A)の窒素ガス加圧試験時において、中央制御室冷凍機(A)油冷却器用温度調節弁グランド部より窒素ガスの滲みが認められたため、当該弁の交換。	GIII	
4	4号機	原子炉格納容器圧力抑制室点検(水中作業)において、圧力抑制室(ペDESTAL内水没部)の塗装剥離及び膨れが認められたため、当該剥離片を回収するとともに対応検討。	GIII	
5	1・2号廃棄物処理設備	使用済樹脂系原子炉冷却材浄化系逆洗受タンク(A)再循環弁オイルミスト装置において、プラスチックカバーの亀裂による駆動用空気の漏れが認められたため、当該オイルミスト装置を交換。	GIII	